



福祉用具貸与における Q&A

くすのき広域連合
令和2年6月版

くすのき広域連合福祉用具貸与におけるQ&A

(令和2年6月版)

福祉用具貸与における介護保険の給付対象については、厚労省通知（老企34号）に記載のある種目に限られます。公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具一覧及び厚生労働省の福祉用具貸与の適正価格公表を参考に、利用者のアセスメントに基づいた適切な選定を行ってください。

なお、福祉用具貸与の可否については、一律に判断されるものではないため、アセスメントを行った介護支援専門員から個別ケースとして問い合わせいただきますようお願いいたします。福祉用具貸与事業者からの問い合わせには対応できない場合がありますのでご了承ください。

くすのき広域連合における福祉用具貸与の取り扱いについてお示しします。

問1

玄関の上がりかまち 框 用手すりは、介護保険の給付対象となる福祉用具の種目に該当するか。

(答)

玄関の上がり框用手すりについては、住宅改修を優先することとし、住宅改修が困難な居宅に限り、福祉用具貸与の給付対象とする。ただし、踏み台のついた上がり框用手すりは複合的機能を有する福祉用具とみなし給付対象としない。

問2

体位変換器は、介護保険の給付対象となる福祉用具の種目に該当するか。

(答)

体位変換器については、使用目的により給付の可否を判断することとし、「体位変換」という目的で使用する場合は給付対象とするが、「体位保持（ポジショニング）」やクッションのような目的で使用する場合は給付対象としない。

問3

車いす付属品の杖立は、介護保険の給付対象となる福祉用具の種目に該当するか。

(答)

利用者の自立支援やQOLの向上を目的として使用する場合は、給付対象種目とする。

問4

車いす付属品の酸素ボンベ架台（酸素ボンベホルダー）は、介護保険の給付対象となる福祉用具の種目に該当するか。

（答）

車いす付属品の酸素ボンベ架台は、医療の範疇にあたるものであるが、在宅酸素療法を受けて生活する人が増加しているため、介護の領域においても車いすと一体的に使用することにより利用者の自立支援や QOL の向上に寄与すると判断し給付対象種目とする。

問5

特殊寝台付属品の点滴棒は、介護保険の給付対象となる福祉用具の種目に該当するか。

（答）

特殊寝台付属品の点滴棒は、胃ろうの栄養注入での使用も想定されるが、解釈通知の貸与可能種目の対象外であり、代替品（針金や S 字フック等）による対応が可能であると考えられるため給付対象種目としない。